

長崎県警からのお知らせ

その車あなたの免許で運転できますか？

改正前	普通免許 (18歳以上)	大型免許 (20歳以上、免許期間2年以上)	
			特に大きな車両 (21歳以上、免許期間3年以上)
車両総重量	8トン未満	8トン以上	11トン以上
最大積載量	5トン未満	5トン以上	6.5トン以上
乗車定員	11人未満	11人以上	30人以上

改正後	普通免許 (18歳以上)	中型免許 (20歳以上、免許期間2年以上)	大型免許 (21歳以上、免許期間3年以上)
		新設	
車両総重量	5トン未満	5トン以上11トン未満	11トン以上
最大積載量	3トン未満	3トン以上6.5トン未満	6.5トン以上
乗車定員	10人以下	11人以上29人以下	30人以上

第二種免許は、普通、中型、大型とも、21歳以上、免許期間3年以上となります。

改正前の普通免許または大型免許を受けている人は、改正後も同じ範囲の自動車を運転することができます。

たとえば、改正前に普通免許を持っていた人は、車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満の中型自動車を運転することができます。

しかし、中型免許の上限となる車両総重量11トン未満の車両を運転するためには、公安委員会が行う限定解除の審査を受けなければなりません。

問い合わせ 対馬南警察署
0920(52)0110
対馬北警察署
0920(84)2110

長崎労働局からのお知らせ

事業場の最も低い時間給を、計画的に800円以上に引き上げる中小企業に対して、賃金引き上げのための業務改善を支援します！

問い合わせ 長崎労働局 労働基準部 賃金室
095(801)0033
<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業の経営面と労働面の相談について対応する無料の相談窓口「長崎県最低賃金総合相談支援センター」を設置しました。

問い合わせ 長崎県社会保険労務士会 095(821)4454
<http://www.sr-nagasaki.or.jp/>

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談強化週間」

0570(003)110

障害のある人に対する不当な扱い、高齢者への虐待など、一人で悩まずご相談ください。



9月5日(月)から11日(日)まで

8時30分から19時まで
ただし、土曜日・日曜日は10時から17時まで

長崎地方法務局
長崎県人権擁護委員連合会

ありあけ会館からのお知らせ

ありあけ会館は、平成23年4月から厳原町白子地区が指定管理者として運営しています。トレーニングルームに、新しくトレッドミル・エアロバイクを購入するなど利用者の皆様に喜んでいただけるよう施設の充実を図りました。

トレーニングルーム

利用時間 9:00～21:30

利用料 2時間 200円
(お得な回数券もあります)



その他、多目的ホール・会議室・教養文化室(和室)・生活実習室(調理室)・談話室もご利用できます。

問い合わせ ありあけ会館 0920(52)8161

でんせん ちが さかなつ
電線の近くでは魚釣りや
セミとりをしないでね!

でんせん
電線に
ひっかかると
きげん
危険だよ!

電気安全九州委員会 九州電力株式会社